

行政評価第三者評価試行要綱

平成 21 年 10 月
総務課企画財政係

1. 行政評価の目的

(1) 予算編成への活用

行政評価は、行政が行う施策や事業を「施策や事業の目的は何か」「期待した成果はあがっているか」「適正なコストで効率的に行われたか」といった視点から客観的に検証を行うことで、効率的な自治体経営を推進するとともに、町民納得度の向上を図ることを目的とする。

(2) 総合計画の進行管理

「事務事業」を第 4 次総合計画 30 分野ごとに体系化し、分野を単位として「施策評価」を実施することで、総合計画の進行管理ツールとして活用する。

その際、総合計画の進捗状況をわかり易い指標で表現するため、総合計画に掲げる数値目標の進捗状況をまつかわベンチマークとして作成公表する。

2. 第三者評価の目的

町（職員）が実施する内部評価に加え、客観性、透明性を確保するため、町民による第三者評価を実施し、評価結果を町政へ反映させることで、町民の目線にたった自治体経営を推進することを目的とする。

3. 評価者

評価者は、自治体経営審議会（以下「審議会」という。）とし、松川町自治体経営審議会条例（平成 17 年条例）第 2 条第 3 号に掲げる所掌事務とする。

4. 評価対象

当該年度に行った事務事業のうちから、5 つ程度を評価対象とし、対象の抽出は、総務課企画財政係（行政評価担当）が行う。

また、審議会が評価を希望する事業についてもできる限り対象とする。

5. 評価の実施

審議会は、内部評価及び事務事業の実施方法等に対する意見提案を行

うものとする。

評価の基準は、行政評価基本方針（平成 20 年 11 月改定）によるものとし、4 つの視点と 7 つの方向性によって評価を行うものとする。

6. 評価の時期

第三者評価は、前年度末において公表された内部評価のうち対象となる事務事業について、7～10 月の間に実施するものとする。

7. 評価結果の考慮

町長は、第三者評価により提案された意見等を考慮し、必要と判断した場合には、次年度の予算編成等へ反映させるものとする。

8. その他

庶務は、総務課企画財政係が行うものとする。